

現在の国民年金支給額は加入40年で月額約6万6000円です。夫婦合わせて約13万2000円。老後の最低生活費は平均23万2000円と言われています(生命保険文化センター「平成19年度版 生活保証に関する調査」)。個人事業主は定年が無いという強みもありますが、同時に、いつまで働けるか分からないという不安も大きいものです。

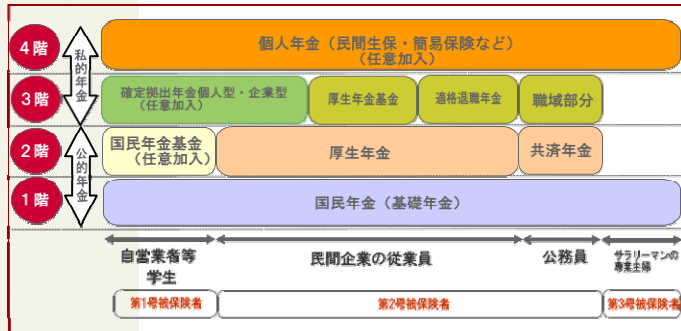


今回は、個人事業主が知っておきたい年金制度のキホンについてご説明します。

個人事業主が加入できる年金制度

国民年金被保険者区分によって、加入できる年金は下図のように異なります。

個人事業主(第1号被保険者)の場合、加入出来る制度は、個人型確定拠出型年金・付加年金・国民年金基金・小規模企業共済等です。



年金制度を活用するために知っておきたい特徴

税制メリットが厚く、老後の資金準備には欠かせない年金制度。年金制度活用のポイントは次のとおりです。

- ①掛金は全額所得控除となります。
- ②運用益は非課税のため、税金はかかりません。
- ③年金・一時金のいずれも税制上の優遇措置の対象です。

<年金制度の特徴>

	個人型確定拠出年金	国民年金基金	小規模企業共済
加入対象者	第1号被保険者(付加年金支払者も可) 20歳以上60歳未満 第2号被保険者 60歳未満(企業年金未加入)	第1号被保険者(付加年金支払者不可) 20歳以上60歳未満 第2号被保険者 加入不可	・常時使用する従業員が20人(商業とサービス業は5人)以下の個人事業主と会社役員 ・一定規模以下の企業組合・法人等の役員
掛金限度額	第1号: 68,000円/月 ※国民年金基金または国民年金付 加保険料との合算 第2号: 18,000円/月 ※平成22年1月より23,000円となる予定	68,000円/月 ※個人型確定拠出年金との合算	70,000円/月
掛金の増減	年度内1回、1,000円単位 (5,000円～拠出限度額の範囲内)	年度内1回、口数単位 (1口目は変更不可)	指定要件にあてはまる場合は1,000円まで減額可
掛金の停止	やむを得ない場合は可 ただし、手数料はかかる	やむを得ない場合は可	やむを得ない場合は可
手数料	加入時: 2,000円 毎月: 金融機関で定めた金額	0円	0円
税制(拠出時)	小規模企業共済等掛金控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除
税制(運用時)	利子・配当につき運用益非課税	—	—
税制(給付時)	年金受取: 公的年金等控除の対象 一時金受取: 退職所得控除の対象	公的年金等控除の対象	年金受取: 公的年金等控除の対象 一時金受取: 退職所得控除の対象
給付開始年齢	60歳～65歳(加入期間による) 70歳まで引き延ばし可	1口目: 65歳～ 2口目: 60歳か65歳の選択	年齢に関わらず、事業の廃止・解散・疾病・死亡退職等により受取可
給付形態	年金及び一時金(選択・併用可)	年金のみ	原則一時金(分割払も可能)
脱退・解約	任意脱退は不可 ただし、一定の条件にあてはまる場合は脱退一時金を受給可能	任意脱退は不可 第1号被保険者でなくなった場合は脱退。脱退一時金はない。	任意解約可能 ただし共済事由により掛金払込月数が一定数未満の場合は掛捨て
残高確認	金融機関に確認	加入した時に将来の年金額決定	加入した時に将来の年金額決定
死亡等の場合	死亡一時金 障害給付金(一時金または年金)	遺族一時金	共済金
貸付制度	なし	—	納付掛金内で事業資金貸付あり

①掛金を支払うとき→全額所得控除

掛金は全額所得控除となります。所得控除限度額は、
・個人型確定拠出年金・国民年金基金は合算で毎月68,000円(年間81万6千円)まで。

・小規模企業共済は毎月70,000円(年間84万円)まで。
仮に、所得税率が20%の人が個人型確定拠出年金に年間81万6,000円加入した場合、年間163,200円の節税となります。

②運用するとき→運用益は非課税

個人型確定拠出年金は、元本確保型商品・リスク運用型商品を自由に選択し運用します。一般の金融商品の場合、運用益に対し20%の源泉分離課税がかかります。しかし、個人型確定拠出年金の場合、運用益は非課税となります。※積立てた年金資産は、特別法人税の課税対象ですが現在は課税停止中です。

③受給するとき→税制上の優遇措置の対象

給付形態は、年金受取・一時金のいずれかとなります。(年金制度により給付形態の扱いは異なります。詳細は下表を参照ください。)

- ・年金で受け取る場合・・・公的年金等控除
- ・一時金で受け取る場合・・・退職所得控除※
(※拠出期間を勤続年数とみなして退職所得控除を計算します。)
- ・障害給付金で受け取る場合・・・非課税
- ・死亡一時金で受け取る場合・・・みなし相続財産